

京都市農業委員会告示第 10 号

農業委員会等に関する法律第 22 条第 4 項及び京都市農業委員会農政部会会議運営要領第 2 条の規定に基づき、京都市農業委員会告示第 7 号により告示した第 6 回京都市農業委員会農政部会会議を次のとおり変更して開催します。

平成 25 年 3 月 26 日

京都市農業委員会農政部会長

	開催予定日時	開催場所
変更前	平成 25 年 4 月 15 日 (月) 午後 2 時	京都市伏見区深草瓦町 61 番地 京都市東部農業振興センター会議室
変更後	平成 25 年 4 月 15 日 (月) 午後 1 時	京都市伏見区深草瓦町 61 番地 京都市東部農業振興センター会議室

(京都市農業委員会事務局)